

## ◆◆千防設倫理ホットライン◆◆

(趣旨) このホットラインは、「コンプライアンス」つまり「会員一人ひとりが法令遵守はもとより、社会人として高い倫理観をもって誠実に行動すること」を、会員の基本として心得、それに反する事態には、理事自らが解決にあたり、発生・再発防止に努めるためのものです。

### 1. 報告・相談の手順

- (1) 日常業務において、不正、違法または協会倫理上問題がある行為が行なわれている、もしくは行なわれる、あるいは自らが行う可能性があると思われる場合には、速やかに監事・理事に報告・相談し、指示を受けて下さい。
- (2) 何らかの理由でそれが困難な場合には、「千防設倫理ホットライン」を構成するコンプライアンス委員あるいは事務局長に直接報告・相談して下さい。  
不正、違法行為を放置することは、協会にとって取り返しのつかない事態にもなりかねません。  
協会員・社会人として勇気をもって報告・相談して下さい。
- (3) 報告・相談に対しては、事実等を調査の上対応し、相談者に回答します。公益通報者保護法との関連で、通報受領から 20 日間以内に調査を行なうか否かを判断し、通報者に通知します。
- (4) 相談者の名前は厳秘として扱い、「協会倫理ホットライン」への報告・相談を理由とした人の不利益処分は一切行ないません。
- (5) この制度を悪用し、会社や他人を誹謗中傷したり、いたづらなどの目的で事実と反することを報告・相談することは厳に禁止します。
- (6) 相談者または被害者に対して、報復など不正な行為をした者は、会則規則により厳重に懲戒を行ないます。

### 2. 報告・相談の具体的な方法

(1) 「コンプライアンス委員」への報告・相談は、原則として下記の方法等により行なって下さい。

- ① メール ■ 副会長 : 辻田 滋 E-mail: [tsujita@cyber-security.co.jp](mailto:tsujita@cyber-security.co.jp)  
■ 事務局 : 原田 明治 E-mail: [jimukyoku@senbousetsu.jp](mailto:jimukyoku@senbousetsu.jp)

- ② 電話 ■ 080-1128-2405 (総務担当理事)  
または 080-1334-8297 (事務局)

- ③ 親書 [会長、コンプライアンス委員または、事務局長宛]

(注)、ホットライン宛であることを明示して下さい。

- (2) 報告・相談に適切に対処するために、原則として記名とします。  
但し、特段の事情ある場合には、匿名でも受け付けます。

以上